

千葉県警察少年補導専門員手帳に関する訓令

平成23年1月21日
本部訓令第1号

この訓令は、少年補導専門員に貸与する少年補導専門員手帳に関し、手帳の携帯、取扱い及び保管、その他必要な事項について定めたもの。